**さくら市新型コロナウイルス感染症対策**

**地元事業者応援助成金**

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の中小・小規模事業者、個人事業主に対して緊急的な助成を行い、事業者の事業継続、経営安定化を応援します。**

* **交付要件**

新型コロナウイルス感染症の影響により、２０２０年１月から１２月のいずれかの月の売上が前年同月比で２０％以上５０％未満減少（※１）していること。

※１　前年に比べて売上が減少した当該月を「対象月」という。

* **対象者**

次のすべてに該当する法人、個人事業主が対象となります。

* + 法人の場合は、さくら市内に本社、本店などの主たる事業所を置いていること。個人事業主の場合は、主にさくら市内で事業を行っていること。
  + 資本金１０億円未満であること。
  + ２０１９年１２月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、さらに今後も継続する予定であること。

◆ **助成内容**

* + 助成上限額：法人・個人事業主ともに３０万円
* **申請受付期間**
  + 令和３年１月１５日まで（当日消印有効）
* **助成金の計算方法**

助成額＝前年総売上（事業収入）―（対象月の売上×１２か月）以内

【創業から１年に満たない事業者の場合】

助成額＝（創業からの平均売上×１２か月）―（対象月の売上×１２か月）以内

**注意事項**

* １事業者につき、市の助成金への申請は１回限りとします。
* 国の「持続化給付金」を申請した事業者は市の助成金を申請することはできません。

ただし、市の助成金を受けた後、経営悪化等により国の給付金の要件に合致した場合は、国への申請が可能になります。

➤　国の持続化給付金については、下記にお問い合わせください。

* 宗教活動や政治活動に関する費用は助成対象になりません。

「持続化給付金事業　コールセンター」

直通番号：０１２０－１１５－５７０　ＩＰ電話専用回線：０３－６８３１－０６１３

* **提出先**

**〒３２９－１４９２**

**さくら市喜連川４４２０－１**

**さくら市商工観光課　商工振興係あて**

＝＝＝感染拡大を防ぐため、郵送による御提出にご協力ください＝＝＝

　　ページ下段のあて先を切り取って封筒に貼付し、郵送してください。

* **申請書等のダウンロード**

**さくら市ホームページからダウンロードできます。**

**「さくら市地元事業者応援助成金」で検索ください。**

**よくあるお問合せ**

**Ｑ　どのような事業者が地元事業者応援助成金の対象になりますか？**

**Ａ　国の「持続化給付金」の対象に準じて、資本金１０億円以上の大企業や２０２０年１月以降に創業した事業者を除き、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を幅広く対象とします。**

**Ｑ　売上の減少が前年比５０％を上回る場合、地元事業者応援助成金の対象にならないのはなぜですか？**

**Ａ　市の助成金は、国の「持続化給付金」を補完する制度です。売上の減少が前年比５０％を上回る場合は、国の給付金の対象と考えられますので、国の給付金をご活用ください。**

**Ｑ　国の「持続化給付金」の給付を受けた後、地元事業者応援助成金を申請することはできますか？**

**Ａ　国の給付金の要件を満たしながら、市の助成金を受けることはできません。（※７）**

**※７　例えば、３月の売上が前年比５０％以上減少し、国の給付金要件を満たしている場合、５月の売上が前年比３５％減であった場合でも、５月の売上で市助成金を申請することはできません。**

＜切り取って宛名シートとしてご活用ください＞

**さくら市新型コロナウイルス感染症対策**

**地元事業者応援助成金申請書類在中**

〒３２９－１４９２

さくら市喜連川４４２０－１

さくら市商工観光課（商工振興係）　行

【お問合せ】

さくら市商工観光課　商工振興係

電　話：０２８－６８６－６６２７

ＦＡＸ：０２８－６８６－２０５５

（受付時間：平日 午前９時～午後５時）